

近藤武男富田繁藏外五名列席交渉ヲ進メタル結果妥協成立ニ別
記覚書ノ条件ニヨリ解決セリ
右及中(通)報候也

前記

覚書

- 一、合社ハ解社者ニ對シ合社ハ初度モ重款ノ外左記標準ニ依リ特ニ自由ヲ支給ス
- 一、世帯之日給六十日分
- 一、獨身者日給半日分
- 一、多額者ハ自由限リ特ニ為スルコト

一、合社ハ將來形ニ成テラ據ルニ至ルニ合面解社セラレタムニ對シ優先的ニ特權
スルコト

二、合社ハ今後經營上著シキ者他十キ限リ解社又ハ債金ノ減款ヲ為サント
但シ就業規則ニ違反シテ不都合ノ引為ラリタル者ハ此ノ限リニ入ラス

三、合社ハ性質多ク労働組合ニ加入スルノ自由ヲ附分サント

四、合社ハ自由ノ事業ニ専ラシメテ専ラシメテニ對シ解社又ハ差別的待遇ヲ為
サント